4　令第三条第五項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の十八の三第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　第二項第一号に掲げる書類

二　第二項第一号の指定行事主催者のイ及びロに掲げる事項を証する書類でハからヘまでに掲げる事項の記載があるもの

イ　前項第二号の放棄をした者の氏名

ロ　前項第二号の放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額及びその放棄をした年月日（法附則第三条の規定により法第五条第三項の規定の適用を受ける場合には、法附則第三条の入場料金等払戻請求権の行使をした年月日並びに支出をした寄附金の額に相当する金額及び当該支出をした年月日）

ハ　第二項第一号イ及びロに掲げる事項

ニ　当該指定行事主催者が当該書類を作成した年月日及びその整理番号

ホ　ロに規定する入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（法附則第三条の規定により法第五条第三項の規定の適用を受ける場合には、ロに規定する支出をした寄附金の額に相当する金額）が第二項第二号ホ(1)から(3)までに掲げる寄附金の額に該当する場合には、その旨

ヘ　その他参考となるべき事項

5　法第五条第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする場合における租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十九条の十の五第十二項の規定の適用については、同項中「法第四十一条の十八の三第一項の」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第三項の規定により法第四十一条の十八の三第一項の」と、「次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類又はこれらの」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和二年財務省令第四十四号）第三条第四項に規定する書類又は当該」とする。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例）

第四条　令第四条第四項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第三十一項に規定する財務省令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一　法第六条第一項の個人が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により同項に規定する既存住宅（次号及び次項において「既存住宅」という。）をその取得（同条第一項に規定する取得をいう。次項、第六項及び第七項において同じ。）の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかったこと。

二　前号の既存住宅につき行った増築、改築、修繕又は模様替が法第六条第二項に規定する特例増改築等（次項において「特例増改築等」という。）に該当すること。

2　令第四条第四項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第三十一項に規定する財務省令で定める事実を証する書類として財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　前項第一号に掲げる事実　同号の既存住宅の特例増改築等に係る工事を請け負った建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者（第七項及び第十二項において「建設業者」という。）その他の者から交付を受けた次に掲げる事項の記載がある書類その他の書類で当該事実が生じたことを明らかにするもの

イ　新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により前項第一号の個人が当該既存住宅の取得をした日から六月以内に当該特例増改築等に係る工事が完了しなかった旨

ロ　当該特例増改築等をした年月日

二　前項第二号に掲げる事実　同号の特例増改築等に係る工事の請負契約書の写しその他の書類で当該特例増改築等に係る契約の締結をした年月日を明らかにするもの

3　令第四条第四項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第三十一項に規定するこれに代わるべき書類で財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　第一項第一号に掲げる事実　同号の個人の当該事実の詳細を記載した書類

二　第一項第二号に掲げる書類

4　法第六条第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする者は、所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書（第九項及び第十四項において「確定申告書」という。）に第二項又は前項に規定する書類を添付しなければならない。

5　租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日（以下この項、第十項及び第十五項において「居住日」という。）の属する年分又はその翌年以後八年内（同条第十三項の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条の二第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合には、居住日の属する年分又はその翌年以後十一年内）のいずれかの年分の所得税につき法第六条第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた個人が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項の規定により同条の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十一項の規定の適用については、同項中「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは「同条第十三項の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」と、「同条第一項の規定の適用を受けた」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条第一項の規定により法第四十一条の規定の適用を受けた」と、「同項」とあるのは「同項の規定により同条第一項」と、「書類を」とあるのは「書類及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条第二項又は第三項に規定する書類を」と、「同条第一項の規定の適用を受けている旨及び」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条第一項の規定により法第四十一条の規定の適用を受けている旨並びに」と、「書類の」とあるのは「書類及び同令第四条第二項又は第三項に規定する書類の」とする。

6　令第四条第六項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第三十一項に規定する財務省令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一　法第六条第三項の個人が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により同項に規定する耐震改修（次号及び次項において「耐震改修」という。）をして同条第三項に規定する要耐震改修住宅（次項において「要耐震改修住宅」という。）をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかったこと。

二　前号の耐震改修に係る契約を令第四条第二項に規定する日までに締結していること。

7　令第四条第六項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第三十一項に規定する財務省令で定める事実を証する書類として財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　前項第一号に掲げる事実　同号の要耐震改修住宅の耐震改修に係る工事を請け負った建設業者その他の者から交付を受けた次に掲げる事項の記載がある書類その他の書類で当該事実が生じたことを明らかにするもの

イ　新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により前項第一号の個人が当該要耐震改修住宅の取得をした日から六月以内に当該耐震改修に係る工事が完了しなかった旨

ロ　当該耐震改修をした年月日